

がんばるあなたを応援します！



とやま就農ナビ



とやま就農ナビ
LINE
はじめました。

友だち追加はこちら！

とやま就農ナビ

富山県の就農に関する最新情報を発信！



公益社団法人 富山県農林水産公社 農業部 農業担い手育成課
富山県就農サポートセンター
〒930-0096 富山県富山市舟橋北町4-19(富山県森林水産会館6階)
TEL(076)441-7396 FAX(076)444-3851
e-mail nou6@taff.or.jp URL <https://www.taff.or.jp>

富山県で農業をはじめませんか。

がんばるあなたを応援します！



令和7年6月
公益社団法人 富山県農林水産公社



目 次

I 独立・自営就農をめざす方に

II 農業法人に就職を希望する方に

III 充実した支援制度をうまく活用しよう

IV 応えます、あなたの就農相談

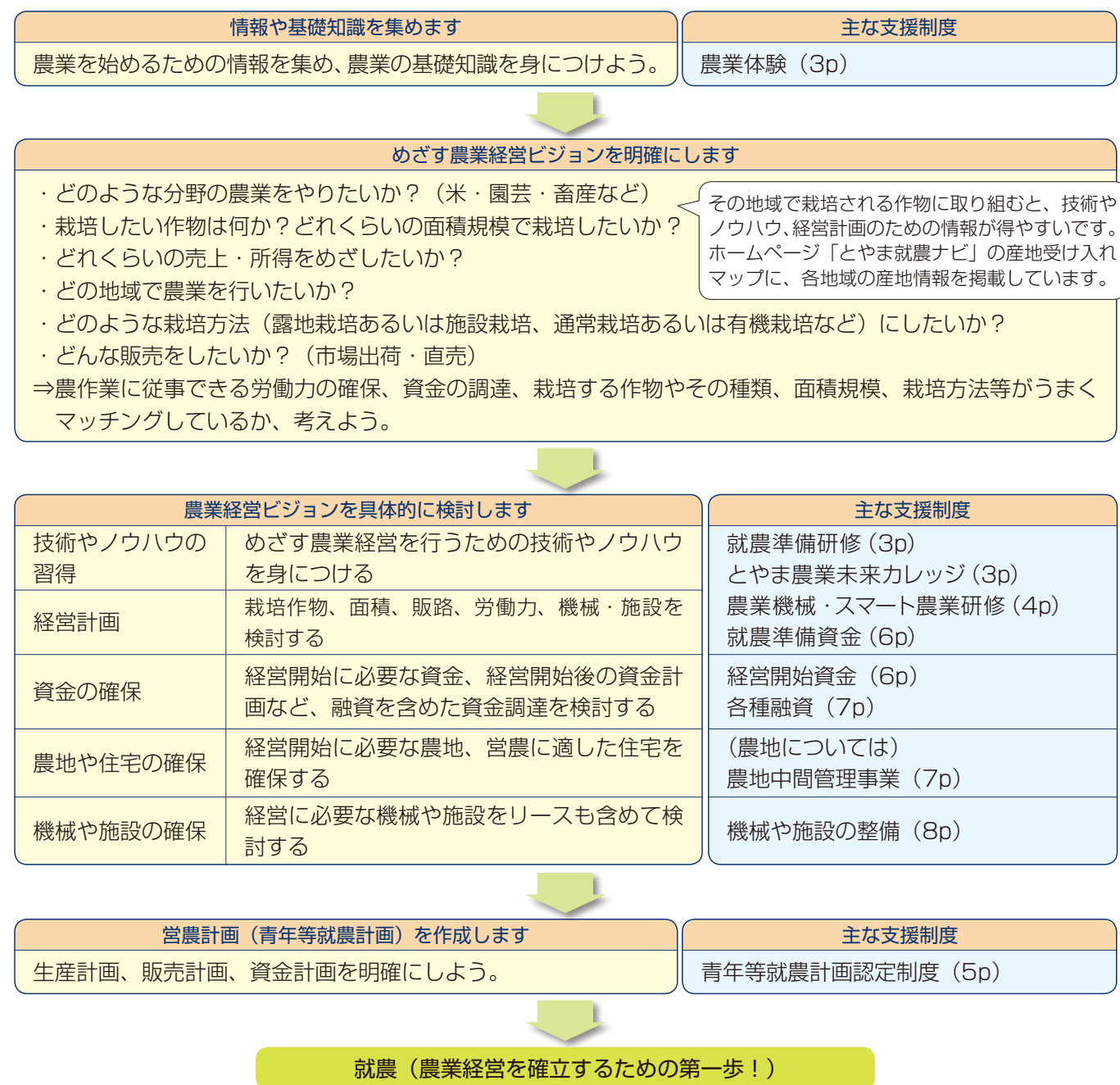
就農には、①独立して自営で経営を開始する、②従業員として農業法人（企業的な経営を行っている法人格を有する組織）に就職する、という大きく2つのスタイルがあります。

それぞれの特徴をよく見極め、自分に合った就農スタイルを考えることが大切です。

I 独立・自営就農をめざす方に

新たに農業経営を始めるためには、農地や資金の確保、技術の習得など乗り越えなければならないことがいくつもあります。決して簡単な道のりではありませんが、一つ一つ確実にクリアしながら、無理のない就農へと結びつけていきましょう。

就農までの道のり



富山県での就農に関する最新情報は、ホームページ「とやま就農ナビ」で発信しています。（とやま就農ナビへのQRコードは裏表紙を参照）

II 農業法人に就職を希望する方に

最近では、農業法人に就職する就農スタイルが増えてきています。

1 情報収集をしましょう

農業法人に就職するためには、まず求人情報を知ることが大切です。

富山県農林水産公社では、ホームページで県内の農業法人の求人情報の提供を行っているほか、無料職業紹介事業を行う事業所として、常時、就農相談等に応じています。

2 農業法人ではこうした人を求めています

農業に対するやる気や熱意、植物や動物が好き、健康や体力はもちろんのことですが、農業法人の経営者は、就農時に基礎的な知識や技術を身につけていることを望んでいます。富山県が行ったアンケート調査（H25年実施）では、「就農前に勉強しておいてほしい」と回答した農業法人の経営者が9割近いという結果も出ています。

こうしたことから、県内で就農をめざす皆さんに1年間で本県の気候、土壌などの営農条件に即した農業の基礎を身につけてもらうため、「とやま農業未来力レッジ」を開設していますので、ぜひお勧めします（3p）。

また、近年、生産だけでなく加工・販売部門などを取り入れて経営の多角化に取り組む農業法人が増えてきており、新商品の企画・開発や販売先の新規開拓など農業以外の産業でこうした企画・販売部門のノウハウを身につけた人も求められています。

3 社会保障等が充実しています

厚生年金、健康保険、労災保険、雇用保険等の適用により事故や疾病の際の不安などが解消されます。

農業法人に就職した場合、身分は被雇用者となり、社会・労働保険の加入の手続き等の事務処理は農業法人側で行うことになります。

また、給与制、休日・労働時間、退職金制度等の就業条件が整備されています。

就農相談は公益社団法人富山県農林水産公社まで

富山県農林水産公社では、「独立・自営就農したい」「農業法人に就職したい」「農業関係の情報を知りたい」など様々な相談に対応しています。お気軽にご相談ください。

【令和7年度のおもな相談会の予定】

相 談 会 等	時 期 等	場 所
とやま農林漁業就業支援相談会 （毎月第2火曜日）※8月、12月除く	4/8、5/13、6/10、7/8、9/9、10/7、11/11、 1/13、2/10、3/10（時間 13:30～15:30）	ポルファートとやま
とやま農林漁業就業支援フェア	8月9日（土）10:00～15:30（求人企業等が出展）	富山県民会館
随時対面相談、オンライン相談	月～金、8:30～17:15 事前に予約をお願いします。	森林水産会館6階ほか（応相談）

問い合わせ先：農業部農業担い手育成課

TEL 076-441-7396 または

WEB サイト「とやま就農ナビ」トップページ左

お問い合わせ

ボタンから

Ⅲ 充実した支援制度をうまく活用しよう

富山県では、新たに就農を目指す皆さんをお手伝いするため、就農前や就農後の段階に応じて支援制度を設けています。自分の経営計画に合った支援制度を活用して、無理のない円滑な就農につなげていきましょう。

知識や技術の習得

1 先進農家等での農業体験

「農業体験をしてみたい」「将来就農を目指したい」と思う方を対象に農業がどのような仕事であるか、就農にはどのような準備が必要か、などを理解していただくための農業体験を中心とした研修制度です。

区 分	対 象	内 容
農業体験	大学生、社会人	希望作目（米、野菜、果樹、花き、畜産等）に合った先進農家等での5～30日間の実地体験研修
就農啓発 （緑の学園）	高校生	希望に応じた先進農家等での9泊10日のファームスティによる体験研修と1泊2日の集合研修 （ファームスティに代えて通所可）

※受入先進農家等への謝金及び研修者の傷害保険加入費用を支援します。

●詳しくは、富山県農林水産公社農業担い手育成課までお問い合わせください。

2 就農準備研修（申請窓口：市町村）

市町村又は県から青年等就農ビジョンの認定を受けた原則50歳未満の就農予定者等を対象として、めざす農業経営に必要な技術・経営を習得するための先進農家等での実践的な研修制度（研修期間：1～2年）です。

受入先進農家等の研修実施経費及び傷害保険加入費用を支援します。

※青年等就農ビジョンは本県独自の制度であり、青年等就農計画に準じるものです。

（青年等就農ビジョン及び青年等就農計画については、5ページ参照）

3 とやま農業未来カレッジ

（1）研修体系について

とやま農業未来カレッジの通年研修（4月～翌3月の1年間）では、就農希望者が本県の営農条件に即した農業の基本的な知識や技術を体系的に修得できる講義や実習を受講できます。令和7年度からは、通年研修修了後の2年目研修として、園芸の自営就農希望者を対象とした「園芸経営実践コース」（4月～翌3月の1年間）を新たに開講しました。

また、青年農業者を対象とした短期の「農業経営塾」や広く農業者を対象とした「公開講座」を実施しています。

研修名		内 容
通年研修 （定員 25 名） 年間 約 1300 時間	座学講義	作物の栽培から、生産・流通・販売にいたるまでの農業に関する幅広い基本的知識の習得（404 時間）
	作物実習	カレッジのほ場及び本県の主な農作物を栽培する先進農家や研究機関のほ場での栽培技術実習（569 時間）
	農業機械 操作演習	トラクタやドローンなどの運転操作や点検整備の演習、大型特殊自動車免許などの資格取得（99 時間）
	農家実習	農家派遣実習（春・秋の年 2 回）や、就農準備実習（3 月）など、農業経営者のもとでの集中的な実習（232 時間）
農業経営塾（定員 20 名） 12～2月の21日間		・既に就農している青年農業者を対象に農業経営の資質向上に関する講義を行います。 ・経営管理や栽培技術に関する県内外の専門家による講義・演習
公開講座 半日／回		・広く一般農業者等を対象に県内外の著名な有識者の講演（夏、冬の2回） ・ICT 環境制御型栽培管理の講義・演習（ミニトマト、イチゴについて各2回）

※表中の数値は令和7年度計画



通年研修（作物実習）



農業経営塾



公開講座

（2）受講の募集について

令和8年度の通年研修生及び令和7年度の農業経営塾や公開講座など各研修の募集については、とやま農業未来カレッジのホームページでお知らせしますので、募集要項を確認の上、ご応募ください。（<https://taff.or.jp/nou/college>）

●詳しくは、とやま農業未来カレッジへお問合せください。

令和8年度通年研修生の募集期間は
令和7年6月17日（火）～11月4日（火）



通年研修（基礎園芸実習）

4 農業機械・スマート農業研修

富山県農林水産公社スマート農業普及センターでは、新規就農者や担い手農家、高校生等を対象とした機械利用に関する知識、技能習得のための研修を行っています。

研修名		内 容
農業機械研修	1 農業機械土養成研修	〔前期課程〕大型特殊免許、けん引免許（いずれも農耕車限定）を取得するための技能講習 〔後期課程〕農業機械の構造・機能及び利用法についての知識・技能の習得 ＊前期・後期課程を通して「農業機械士」の養成
	2 農業機械特別研修 ①農業機械初心者研修 ②新規開発機械等対応研修	トラクタ操作初心者を対象とした基本操作や利用技術の習得 新しく開発された農業機械等の知識及び利用技術の習得
	3 農作業安全研修	農作業安全の知識及び技能の習得
スマート農業研修	1 スマート農業体験研修	スマート農業に関する講義、シミュレータ体験、ロボット農機・自動操舵装置の体験・農業用ドローンの実演等
	2 ドローン安全対策研修	農業用ドローンの安全性に対する知識と技能の講義等
	3 経営管理システム利用実習	経営管理システムの利用方法の講義、実習等



農業機械土養成研修（前期課程）



スマート農業体験研修（ロボットトラクタ）

●詳しくは、富山県農林水産公社スマート農業普及センターまでお問い合わせください。

5 青年農業者育成基金事業

先進的な農作業管理や技術体系の導入等の取組みに対して支援します。

対象者	事業内容	助成内容
農林振興センター所長の推薦を受けた概ね45歳までの青年農業者	農業機械の操作資格取得等	5万円と事業費の1/2のうち、いずれか低い額
	県内外での研修等	同上
	自主企画活動としての研修会や、首都圏等の商談会への出展等	5万円と以下の（1）と（2）の合計額のうち、いずれか低い額 （1）青年農業者本人の旅費・宿泊費の1/2 （2）イベント等の参加費、負担金および研修開催経費（会場借上料、資料印刷費、講師の旅費・宿泊費）の9/10
	先進的な新技術体系やパソコンソフト経営管理技術の導入等	10万円と事業費の1/2のうち、いずれか低い額

●詳しくは、市町村または県農林振興センターまでお問い合わせください。

就農計画の認定

1 青年等就農計画の認定

青年等就農計画認定制度（原則18歳～45歳未満の者が対象※）は、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定する制度です。この認定を受けた新規就農者（認定新規就農者）に対しては、多くの支援措置があります。

※効率のかつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者は、65歳未満の者までが対象

①青年等就農計画の主な内容

- ・いつ、どこで、どんな農業を始めるのか、何（水稻、麦、大豆、野菜、果樹、花き、畜産等）を、どれくらいの規模で作るのか、など将来の農業経営の構想を具体的に記載します。
- ・そのほか、労働力の確保、資金の調達、施設・機械の整備などの数年後の目標を記載

②主な支援措置

主な支援措置	
就農前の研修中や就農直後の支援	①就農準備資金・経営開始資金の交付（詳細6p）原則50歳未満まで
農業用施設や機械導入等の支援	②青年等就農資金（無利子）等の貸付け（詳細7p）
	③経営発展支援事業（国補）等の活用（詳細8p）原則50歳未満まで
	④農地利用効率化等支援交付金（国補）の活用（詳細8p）

●詳しくは、市町村または県農林振興センターまでお問い合わせください。

2 青年等就農ビジョンの認定

就農準備資金の活用等により就農前に研修を行う場合は、市町村から青年等就農ビジョンの認定を受けてください（とやま農業未来カレッジ生は県からの認定も可能）。

記載内容は、青年等就農計画と同様です。

●詳しくは、富山県農林水産公社農業担い手育成課、市町村または県農林振興センターまでお問い合わせください。

資金の確保

1 就農準備資金・経営開始資金（旧農業次世代人材投資資金）

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階（就農準備資金＝2年以内（特例：2年研修後、海外研修を行う場合は1年延長）に1人当たり年間最大150万円、経営が不安定な就農直後（経営開始資金＝3年以内）に1人当たり年間最大150万円を交付する制度です。

①就農準備資金（申請窓口：富山県農林水産公社）

（主な要件）

- ・市町村又は県から青年等就農ビジョンの認定を受けていること
- ・就農予定時の年齢が原則50歳未満であること
- ・独立・自営就農または農業法人等での雇用就農または親元での就農を目指すこと
- ・県が認定する研修機関や先進農家で概ね1年以上研修すること（とやま農業未来カレッジも対象となります。）
- ・前年の世帯所得（注）が原則600万円以下であること
（注）世帯とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当します。

【注1】返還となる主な理由は以下のとおりです。

- ア 適切な研修を行っていない場合
- イ 研修終了後1年以内に原則50歳未満で就農しなかった場合
- ウ 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、独立・自営就農、雇用就農または親元就農を継続しない場合
- エ 就農後、交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、就農状況報告書を提出しなかった場合
- オ 親元就農をした者が、就農後5年以内に経営継承しなかった場合または当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）にならなかった場合
- カ 独立・自営就農した者が、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合

【注2】研修中は半年ごとに研修状況報告書、研修終了後6年間は、毎年7月と1月に就農状況報告書を提出する必要があります。

●詳しくは、富山県農林水産公社農業担い手育成課、市町村または県農林振興センターまでお問い合わせください。

②経営開始資金（申請窓口：就農する市町村）

（主な要件）

- ・市町村から青年等就農計画の認定を受けていること
- ・市町村が策定する「地域計画のうち目標地図」に位置づけられていること（見込みを含む）、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ・独立・自営就農し、就農時の年齢が原則50歳未満であること
- ・親元就農の場合、親の経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等のリスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると市町村に認められること。

【注1】交付停止となる主な理由は以下のとおりです。

- ア 前年の世帯所得（注）が原則600万円（本資金を含む）を超えた場合
（注）世帯とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当します。
- イ 適切な経営を行っていないと市町村が判断した場合

【注2】返還となる主な理由は以下のとおりです。

- ア 虚偽の申請等を行った場合
- イ 交付期間終了後、交付期間と同期間以上営農を継続しなかった場合

※交付期間中は毎年7月と1月に就農状況報告書、交付期間終了後5年間は毎年7月と1月に直近6ヶ月の作業日誌を提出する必要があります。

●詳しくは、市町村または県農林振興センターまでお問い合わせください。

2 認定新規就農者に対する融資

農業用施設・機械を建設・購入する場合や長期運転資金が必要な場合などに利用できます。

①青年等就農資金（日本政策金融公庫）

資金対象事業	貸付対象者	貸付利率	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額	融資率 (%)
・農地等の改良 ・農業経営用施設・機械等の改良、取得 ・長期運転資金 等	認定新規就農者	無利子	17	5	3,700万円 (特認1億円)	100

②農業近代化資金（農協等融資機関）

資金対象事業	貸付対象者	貸付利率 (%)	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額	融資率 (%)
畜舎、果樹棚等の施設の改良、造成又は取得、長期運転資金	認定新規就農者	1.90※	17	5	個人 1,800万円	80
農機具の改良又は取得			10	5	法人2億円	

※令和7年4月現在の利率

その他、農地等の所有権や利用権の取得に活用できる経営体育成強化資金もあります。

●詳しくは、県農林振興センターまでお問い合わせください。

農地の確保

農業経営を開始するには、農地の確保も重要となります。

農地を利用する権利を取得するには、農地を購入する方法と農地を借りる方法がありますが、多額の資金や取得するための要件等から、多くの方は借りる方法をとっています。

＜農地を利用する権利を取得するための要件等＞

- ・取得する農地で必ず農業経営を行うこと
- ・農作業に常時従事すること など

農地中間管理事業はこんな仕組みです！

農地中間管理事業とは、富山県知事が指定した公的機関である「農地中間管理機構」（富山県農林水産公社）が、地域計画にもとづき農地を貸したい農家（**出し手**）から農地を借入れ、規模拡大を図る**担い手**（受け手）に貸付する仕組みです。取り組みを後押しするために、担い手に集積・集約化を図る地域を支援する「機構集積協力金交付事業」や「固定資産税の軽減措置」等の支援制度があります。



●詳しくは、就農希望地の市町村または県農林振興センターまでお問い合わせください。

農業機械・施設の整備

営農計画に即して機械、施設の計画的な整備を支援します。

1 新規就農者機械導入支援事業

次世代を担う農業者となることを志向するものに対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取り組みを支援します。

区分	対象者	事業内容	助成内容	事業主体
新規就農者経営安定化事業	令和5年度以前に独立・自営就農した認定新規就農者(50歳未満)	青年等就農計画に掲げる目標達成に必要な農業機械等の初期投資を支援	標準事業費（補助対象事業費上限）1,000万円 ただし経営開始資金の交付対象者は875万円 補助率1/2（県1/3、市町村1/6以上）	市町村
経営発展支援事業	令和6年度以降に独立・自営就農した認定新規就農者(50歳未満)	就農に必要な農業用施設・機械の整備	標準事業費（補助対象事業費上限）1,000万円 ただし経営開始資金の交付対象者は500万円 補助率7/8（国1/2、県1/4以内、市町村1/8以上）	
世代交代就農円滑化事業	令和4年度以降に独立・自営就農した認定新規就農者等(50歳未満)	親元就農を含む新規就農者の経営継承・発展に必要な取組 ①継承資産の有効活用 ②法人化等への支援 ③機械・施設の導入支援	①②補助率7/12（国1/3、県1/6、市町村1/12以上） ③補助率7/8（国1/2、県1/4以内、市町村1/8以上） ①～③への補助総額 国600万円、県300万円 ※経営開始資金、新規就農者経営安定化事業及び経営発展支援事業との併用は不可	

2 経営体育成支援事業

地域計画のうち、目標地図に位置付けられた者が、融資を受け農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。

対象者	事業内容	補助率	事業主体
地域計画のうち目標地図に位置付けられた者	農業用機械等の整備	国3/10以内 融資主体支援タイプ：上限額300万円 地域農業構造転換支援タイプ：上限額1,500万円	市町村

●詳しくは、市町村または県農林振興センターまでお問い合わせください。

3 50代の新規就農者に対する支援

県では第三者継承等を行う50代の新規就農者に対し、継承前研修中の生活資金や継承時の機械・施設等の導入等を支援する「セカンドキャリア応援！農業経営継承事業」を実施しています。

住宅の確保

住宅は生産基盤と同様に確保しなければならない大切なものです。農地に近い方が作業上便利なのですが、家族の生活に合わせた場所で探すことが大切です。

○適時、適切な栽培管理をするために、また、集落の人との融和を深めるためにも、できる限り取得農地の所在する集落に住宅を確保したいものです。

○なお、住宅については市町村の空き家情報のほか、富山県移住・定住促進サイト「くらしたい国、富山」
<https://toyama-teiju.jp/> の利用による情報収集を行ってください。

Ⅳ 応えます、あなたの就農相談

市町村相談窓口

窓 口	住 所	電話番号
富 山 市 農 政 企 画 課	〒930-8510 富山市新桜町7-38	(076)443-2081
高 岡 市 農 業 水 産 課	〒933-8601 高岡市広小路7-50	(0766)20-1308
魚 津 市 農 林 水 産 課	〒937-8555 魚津市釈迦堂1-10-1	(0765)23-1032
氷 見 市 農 林 畜 産 課	〒935-8686 氷見市鞍川1060	(0766)74-8086
滑 川 市 農 林 課	〒936-8601 滑川市寺家町104	(076)475-2111 (内351)
黒 部 市 農 業 水 産 課	〒938-8555 黒部市三日市1301	(0765)54-2603
砺 波 市 農 業 振 興 課	〒939-1398 砺波市栄町7-3	(0763)33-1111 (内424)
小 矢 部 市 農 林 課	〒932-8611 小矢部市本町1-1	(0766)67-1760 (内423)
南 砺 市 農 政 課	〒939-1692 南砺市荒木1550	(0763)23-2016
射 水 市 農 林 水 産 課	〒939-0292 射水市小島703	(0766)51-6677
舟 橋 村 住 民 生 活 課	〒930-0295 中新川郡舟橋村佛生寺55	(076)464-1121
上 市 町 産 業 課	〒930-0393 中新川郡上市町法音寺1	(076)472-1111 (内322)
立 山 町 農 林 課	〒930-0292 中新川郡立山町前沢2440	(076)462-9973
入善町がんばる農政課	〒939-0693 下新川郡入善町入膳423	(0765)72-3812
朝 日 町 農 林 水 産 課	〒939-0793 下新川郡朝日町道下1133	(0765)83-1100 (内234)

県農林振興センター相談窓口

新川農林振興センター 担い手支援課

〒938-0801 黒部市荻生3200
TEL(0765)52-0268
URL http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1630/index.html

魚津市、黒部市、入善町、朝日町

富山農林振興センター 担い手支援課

〒930-0088 富山市諏訪川原1-3-22
TEL(076)444-4521
URL http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1631/index.htm

富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町

高岡農林振興センター 担い手支援課

〒933-0806 高岡市赤祖父211
TEL(0766)26-8474
URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1632/index.html>

高岡市、氷見市、小矢部市、射水市

砺波農林振興センター 担い手支援課

〒939-1386 砺波市幸町1-7
TEL(0763)32-8111
URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1633/index.html>

砺波市、南砺市

一般社団法人 富山県農業会議

農政課（富山県農業経営サポートセンター）

〒930-0096 富山市舟橋北町4-19（富山県森林水産会館6階）
TEL(076)441-8961 FAX(076)441-8654
URL <http://www.tominou.com/>

公益社団法人 富山県農林水産公社

農業担い手育成課（富山県就農サポートセンター）

〒930-0096 富山市舟橋北町4-19（富山県森林水産会館6階）
TEL(076)441-7396 FAX(076)444-3851
URL <https://www.taff.or.jp/>



とやま農業未来カレッジ

<月岡キャンパス>
〒939-8139 富山市月岡新296
TEL(076)461-3180 FAX(076)461-3185

<吉岡キャンパス>
〒939-8153 富山市吉岡108
E-mail nougyou-college@taff.or.jp
URL <https://taff.or.jp/nou/college/>



スマート農業普及センター

〒939-2707 富山市婦中町東本郷101
TEL(076)465-4424 FAX(076)465-5481
URL <https://www.taff.or.jp/nou/smart/smart.html>

